

## 都道府県における監視指導状況

都道府県等の監視指導において、これまでのところ、残留農薬基準に違反するものは**限定的**である。

残留基準を超えて農薬等が違反する原因として、生産時における**農薬等の不適正な使用**が認められている。

具体的には、

- ・ 適用のない作物への使用
- ・ 散布後の出荷までに置かなければならない日数が守られていないなど、

農薬等を使用する際に、農薬取締法などに定められる規制が守られていないことによるものがほとんど。